

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会  
令和6年度 生活困窮者支援団体応援事業 募集要領

## 1 趣 旨

現在、生活困窮等を背景として、社会的孤立、生活不安・生きづらさ等に起因する新たな福祉課題の解決が求められています。相模原市内においても、生活困窮者の社会参加や自立生活の促進を目的とした「就労準備支援の場づくり」や「フードバンク」などが市民福祉活動団体等により積極的に取り組まれています。

相模原市社会福祉協議会（以下「本会」）は、生活困窮世帯への支援の一環として、これらの活動の継続と更なる広がりに向け、相模原市内で非営利の法人や団体が実施する支援活動の促進を目的として助成制度を設けています。

なお、本事業の財源は、共同募金「年末たすけあい募金」を活用しています。

## 2 助成対象事業

相模原市内在住の生活困窮者の社会参加や自立生活を促進する事業で、相模原市からの委託又は補助及び本会の他の助成制度の適用を受けていない次に掲げる事業

※ 企業や民間団体から助成を受けている場合は、申請可能です。

### (1) 就労準備支援の場づくり

長期のひきこもりを経験した方が就労等を目指す前段階として、社会参加の経験やボランティア活動等の体験を行うための取組

### (2) フードバンクなど

企業や農家等から寄付される食品等を生活困窮世帯や子ども食堂等に提供する取組

### (3) その他、生活困窮者の社会参加や自立生活の促進、生活困窮を背景とした新たな福祉課題の周知、啓発を目的とした取組

## 3 助成対象団体の要件

(1) 相模原市内で活動を行う特定非営利活動法人、ボランティアグループ（3名以上（※）の会員で構成されるグループ）など、非営利団体（法人格の有無は問いません）

(2) 相模原市内に施設が所在する社会福祉法人

(3) その他、本会会長が認めた団体

※ 初めて申請をする団体は必ず事前にご相談ください

## 4 助成金額

1 団体に対する助成金額は次のとおりとし、予算の範囲内で助成を行います。

### (1) 就労準備支援の場づくり

ア 月2回以上開催する場合 30万円以内

イ 月1回開催する場合 20万円以内

(2) フードバンクなど 30万円以内

(3) その他、生活困窮者の社会参加や自立生活の促進、生活困窮を背景とした新たな福祉課題の周知、啓発を目的とした取組 20万円以内

- ※ 年度途中から事業を実施する場合は、年度内の開催月数に応じて上限額を決定します。
- ※ 社会福祉法人が実施する場合の助成金額については、記載金額の1/2を上限とします。

## 5 助成期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単年度助成）

## 6 助成対象経費・対象外経費

### (1) 助成対象経費

科 目	内 容
備品購入費	備品購入経費（10万円以内） ※購入した備品の写真を提出すること。
修繕費	拠点、資機材の修繕費（10万円以内） ※修繕前と修繕後の写真を提出すること。
謝 礼	外部講師への謝金（相模原市の講師謝礼基準を適用し、その範囲内とする。）
交 通 費	・活動者の交通費 （助成対象事業に係る交通費（実費）のみ。一人当たり1回500円まで。） ・事業対象者の交通費 （助成対象事業に係る交通費（実費）のみ。一人当たり1回300円まで。）
研修研究費	事業実施に必要な研修等の受講料及び資料の購入経費
消耗品費	コピー代、用紙代、衛生用品、その他消耗品の購入経費
通信運搬費	郵送料、宅配便等利用料、事業対象者との面接等を目的としたオンラインツール（Zoom等）の活用に係る通信費等 ※Wi-Fiの利用料・レンタル費用を対象とする。ただし、1か月の上限を5,000円とする。個人・団体が日常で利用するWi-Fiとの兼用や申請事業以外での利用は不可
配 送 料	自家用車を利用しての食品等の配送経費 （1日1,000円までとし、年間15万円以内）
賃借料 光熱水費	・公民館、自治会館等での事業実施に当たり必要となる会場使用料及び光熱水費 ・事業実施に当たり借用する拠点の賃借料及び光熱水費 ※賃貸借契約書（写）を添付すること。
広 報 費	事業PRや募集などに係るチラシやウェブサイトの作成費用（外部業者へ作成依頼する場合を含む。） ※ 当該チラシやウェブサイトには、必ず（福）相模原市社会福祉協議会による助成金を活用している旨記載すること。 ※ 作成したチラシやウェブサイト画面のコピーを提出すること。
保 険 料	ボランティア保険、ボランティア行事用保険等の保険料

## (2) 助成対象外経費

次に掲げる経費は、助成の対象外となりますので、支出予定経費として計上できません。

### ア 団体の運営維持に係る経費

人件費（報酬）、備品購入費、消耗品費、飲食代

広報費（団体自体のチラシやウェブサイトの作成経費）、団体運営に係る会議費、会議への参加のための交通費

### イ 就労準備支援の場づくり等において参加者の交流会等に要する経費

例) 交流のための資機材（囲碁、将棋やスポーツ用品等）等の購入経費

例) 交流、レクリエーション開催経費

### ウ 生活困窮者自立支援法に基づく「就労訓練事業」に係る経費

### エ 団体が既に確保している拠点を、本助成対象事業で一時的に活用する場合の光熱水費、会場使用料

※ ただし、拠点の一部を助成対象事業の活動の場として専用する場合は、該当する面積分に係る光熱水費、賃借料は、助成対象となります。

### オ フードバンク等において提供する食品等の購入経費

### カ 団体に所属する会員への謝金（交通費を除く。）

## 7 応募方法・募集期間

所定の申請書類に必要事項を記入して、**5月20日（月）【必着】**までに、下記事務局宛に提出してください。

なお、添付書類を含む申請書類は、返却いたしません。

また、期限を過ぎての受付は、いたしませんので、郵送の場合は、特にご注意ください。

## 8 選考

申請書類及び申請団体へのヒアリング、また、必要に応じて活動現場の調査により助成の適否について審査を行います。

適否の理由等に関するお問い合わせには応じられません。

## 9 その他

(1) 助成金以外の収入として、参加費収入や繰越金収入がある場合は支出に充てるようにしてください。

(2) 年度途中で事業計画を変更又は中止する場合は、すみやかに事業担当者へご連絡ください。助成決定後、実施困難になった場合及び大幅な内容変更が生じた場合、本会からの助成を辞退または、一部返還していただくことがあります。

(3) 必要に応じて事業の現地調査を行います。

(4) 事業終了時において、助成対象経費に係る支出額が助成決定額に満たなかった場合は、その差額を返還していただきます。

(5) 助成を受けた団体は、事業終了後10日以内に実績報告書（収支決算書、領収書等）を本会に提出してください。

(6) 前年度の実績報告手続きが完了していない団体は、助成決定をすることはできません。

## 10 スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和6年 4月22日～5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成団体募集</li> <li>助成を希望する団体は、募集期間中に申請書等を提出</li> <li>申請書類等受付後、必要に応じて個別ヒアリング実施</li> </ul>
6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成事業の適否通知</li> </ul>
7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成金の請求</li> </ul>
7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成金の振込み</li> </ul>
～令和7年3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画書に基づく該当事業の実施</li> <li>・ 必要に応じて現地調査、中間ヒアリングの実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業終了後10日以内に実績報告書等を提出</li> <li>実績報告書等確認後、精算返還がある団体には、現金または振込による納入依頼（納入期日は、本会より指定）</li> </ul>

### 【申込み・問合せ】

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 中央ボランティアセンター

〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-1-20 あじさい会館 2階

電話：042-786-6181 FAX：042-786-6182 MAIL：[svc@sagamiharashishakyo.or.jp](mailto:svc@sagamiharashishakyo.or.jp)